

## 法人本部

### 1 社会福祉法人制度改革について

平成29年4月1日社会福祉法の一部を改正する法律が施行されます。

法改正の大きな目的は、社会福祉法人制度改革にあります。今回の改革で、経営組織のガバナンス（管理、またはそのための機構や方法）の強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務の規定等が行われます。法改正に伴って当法人でもさまざまな対応を行っているところです。難しい言葉ばかりが並んでいますが、要するに「社会福祉法人は、税制面で優遇されているのだから、不適切な余剰資産を貯めこまないで、社福本来の使命と役割（地域の福祉ニーズを充足し、積極的に地域社会に貢献する。）を全うしなさい。」ということなのです。

理事会評議員会の位置付けや役割の変更、評議員選任解任委員会の設置等で役員等への牽制機能を働かせるとともに義務と責任が法律上規定されます。

また、毎年社会福祉充実残額を算定して、この額が1万円以上であれば社会福祉充実計画を策定し、社会福祉充実事業を実施しなければならないこととなりました。（簡単に言うと、事業継続に必要な財産額以上のお金を持っているなら、その金額分の福祉事業の計画を立てて実施しなさい。ということ。）

このような社会福祉法人制度改革が行われるに至ったのは、社福が地域のニーズに応えられなかったこと、一部で不透明なお金の流れがあったこと等により、社福への信頼が低下し、社福への逆風が強まった結果と言えます。

それらの点において、なごみかぜは一点も恥じる部分はありません。制度がどう変わろうと、今後も実直に、理念である「障がいがある人が地域で生きる」ことを支えるため、本人、家族の声を聴き、事業展開を行っていき、その地盤作りのための障害啓発そして地域貢献に力を入れていきたいと考えています。制度改革により、経営組織の見直しが行われるこの機に、法人内の組織系統を確立し、役割・権限の明確化・分担化を行っていったらよいと思います。

### 2 新規事業について

法人の理念である「住み慣れた地域のなかでの安定した暮らしを継続する」ために日中活動の場、余暇活動の場、さらには生活の場が必要です。これまで就B、生活支援、児の放課後支援、生活介護と日中系支援の拡大をしてきました。そして、昨年度6月には法人初のGHが開所しました。平成29年度は、風の駅壱番館での短期入所・日中一時支援事業の本格スタートを目指しています。各事業所間での連携・情報共有の重要性はさらに増していきます。職員の皆様が、利用者さんを一事業所からの視点だけでなく見つめられる思考の習慣が持てるようお願いいたします。

### 3 職員スキルアップ・研修について

将来的に、核となって法人を担う職員が育っていくことを願ってやみません。職員の皆様の福祉の専門職としての意識とやる気とスキルアップにつながる研修に力を入れていきたいと考えています。例えば職歴（初任者・3年目・5年目・サビ管・管理者のように）に応じてステップアップした内容の研修が行えるよう検討・実施していきたいと考えています。

（文責：法人本部、早川）